

## 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（骨子案）

令和 2 年 4 月 14 日

（はじめに）

少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠である。特に、女性は我が国最大の潜在力であり、女性の能力を活かすことが不可欠である。

こうした観点から、我が国においては、この 7 年間、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）の制定、保育の受け皿整備の加速化、企業における女性役員の登用に向けた企業への働きかけなどの取組を進めてきた結果、我が国の女性活躍は着実に進展してきたと言える。

しかし、働く女性が増える一方で、長時間労働の慣行や育児休業制度などを利用しづらい職場の環境や風土などにより、仕事と育児や介護等との両立の妨げとなっているという現実がある。また、政策・方針決定過程への女性の参画状況は、例えば、管理的職業従事者に占める女性の割合は 14.8% であるなど、国際的に見ると依然として低水準にとどまっている。さらに、無理やり性交等された被害経験がある女性が約 13 人に 1 人に及ぶなど、女性に対する暴力はいまだ深刻な問題である。

また、今般の新型コロナウイルス問題に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスから DV 等が増加・深刻化などが懸念されている。

現在、「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、第 5 次基本計画策定専門調査会において議論を進めているところであり、これと軌を一にして、女性活躍に向けた取組を一段と加速させ、できるものから速やかに着手していく必要がある。

上記の認識のもと、

- （1）各界各層の女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
- （2）誰もが仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、働き続けられる環境の整備及び社会全体での意識改革を推進
- （3）女性活躍の大前提である安全・安心な暮らしの実現のため、女性に対する暴力の根絶に向けた取組や、困難に直面する女性への支援の充実
- （4）あらゆる取組において、分野横断的な価値としての男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映する

といった視点を持って、今後重点的に取り組むべき事項について取りまとめる。

## I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。性犯罪・性暴力は、被害者に長期にわたって深刻な被害を及ぼすものであり、その根絶に向けて、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化など、幅広い取組が必要である。また、新型コロナウイルス問題に起因する外出自粛や休業などが行われる中、生活不安・ストレスからDV等が増加・深刻化するという懸念があり、相談体制の拡充等が求められる。

女性は非正規雇用労働者の割合が高く、母子世帯の母の平均年間就労収入は、近年改善傾向にあるものの、依然として厳しい状況にある。また、65歳以上の高齢者の貧困率は、男女ともに下がってはいるものの、男性の方が下げ幅は大きく、男女差が拡大している現実もある。男性に比べ女性の方が雇用者に占める割合が高い非正規雇用労働者の処遇改善を進めるとともに、多様な困難に直面する女性に対する効果的な支援を実現することが重要である。

人生100年時代を迎える中、女性が健康であることは、女性活躍の基盤である。女性の就業率の上昇、初産年齢の上昇、平均寿命の延伸等に伴い、女性の健康にかかわる問題は大きく変化してきており、女性のヘルスリテラシーの向上が重要である。また、女性の心身の状態は思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があるため、ライフステージごとの課題に応じた支援が重要である。また、運動未実施の女性がスポーツを実施することにより、健康増進や維持、疾病予防に大きく貢献が期待できる。一方で、特に女性アスリートは競技レベルを問わず、「エネルギー不足」「無月経」「骨粗鬆症」の三主徴を抱えている場合が多いと言われており、指導者や選手本人への啓発が重要である。

災害後には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。災害時といった非常時には、平常時の社会課題が顕著に現れるため、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた検討が必要である。

### 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 性犯罪・性暴力対策の強化
- (2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
- (3) 配偶者等からの暴力への対策の推進
- (4) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進
- (5) ストーカー事案への対策の推進
- (6) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

### 2. 困難を抱える女性への支援

- (1) 困難に直面する女性への支援
- (2) ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進
- (3) 予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦等への支援

### 3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

- (1) 生涯にわたる健康の包括的な支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
- (3) 医療分野における女性の活躍を促進するための環境整備

#### 4. スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進

- (1) スポーツを通じた女性の健康増進
- (2) スポーツ分野における女性の参画拡大

#### 5. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

- (1) 防災・復興施策への男女共同参画の視点の反映
- (2) 防災分野における女性の参画拡大等

## II あらゆる分野における女性の活躍

男性の家事・育児等への参画における現状を見ると、家事や育児を夫婦で「半分ずつ分担したい」という方は男女を問わず約6割となっているものの、共働き世帯の男性の8割は家事を行わず、約7割が育児を行っていない。また、男性の家事・育児等への参画における現状として男性の育児休業取得率を見ると、上昇傾向にあるものの、いまだ低水準にとどまる。また、我が国が議長国として取りまとめたG20大阪宣言において、「女性の労働市場参加に対する主要な障害となっている、無償ケア労働におけるジェンダー格差にも取り組む」と記載されており、女性活躍を進めていく上で、女性の家事・育児等の負担を軽減することが重要である。

長時間労働の慣行や制度が利用しづらい職場の風土・環境を始め、社会全体の意識改革を促し、男性の家事・育児等への参画をより一層促進する取組が必要である。

女性活躍と両立支援は車の両輪であり、男女が共に仕事と育児等を両立できる環境の整備は、女性が活躍できる就業環境の整備としても非常に重要な課題である。多様で柔軟な働き方を推進し、男性も含めた働き方を見直すとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、意欲と能力を最大限発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することが必要である。

近年、東京圏への転入超過は男性よりも女性に顕著であり、女性にとって魅力的な地域づくりを通じ、将来にわたり女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築が重要である。地域における女性活躍の推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらすものであり、こうした観点から、地方創生施策とも密接な連携を図りながら、地域の実情に応じた取組をなお一層推進する必要がある。

女性役員候補者育成のための取組や、政治分野、司法分野、行政分野、科学技術・学術分野など、あらゆる分野における女性の活躍促進が重要である。令和元年5月の女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定・情報公表義務の対象事業主の範囲が常用雇用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されること（令和4年4月1日施行）等を踏まえ、中小企業・小規模事業者等における女性活躍推進の取組を積極的に後押しする必要がある。また、政治分野については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）に基づいた取組を強化し、女性の政治参画を積極的に推進することが重要である。

### 1. 男性の暮らし方・意識の改革

- (1) 「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進
- (2) 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成

### 2. 女性活躍に資する多様な働き方の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 多様で柔軟な働き方の推進
- (3) テレワークの推進
- (4) 女性活躍推進法に基づく取組の推進
- (5) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントへの対策
- (6) 非正規雇用労働者の待遇改善
- (7) 女性の学び直しや就業ニーズの実現

(8) 地方創生施策とも連携した地域における女性活躍の推進

3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(1) 政治分野

(2) 司法分野

(3) 行政分野

(4) 科学技術・学術分野

(5) 企業における女性役員登用等の推進に関する取組

(6) 企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備

(7) 女性の起業に対する支援

### Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

近年、G7やG20などといった場において、ジェンダー平等の実現が主要議題の一つとして取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国際合意がなされており、こうした合意を確実に実施するとともに、今後とも、国際的な議論や取組に積極的に貢献していくことが重要である。また、SDGs実施指針にあるとおり、分野横断的な価値としてあらゆる取組について常にジェンダーの視点を確保し、施策に反映することが必要である。

潜在力たる女性の活躍が不可欠となる中で、保育所に子供を預けられない、介護のために離職せざるを得ない等、育児や介護の負担や、仕事との両立の困難さ等に関する国民の切実な声に応えるべく、子育て・介護基盤を整備することが必要である。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働く女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

#### 1. 国際的な協調及び貢献

- (1) 日本の取組の充実及び国際会議における議論への参画
- (2) 国際分野における女性の参画拡大等

#### 2. 子育て・介護基盤の整備

- (1) 待機児童解消に向けた子育て基盤の整備等
- (2) 「介護離職ゼロ」に向けた介護基盤の整備等

#### 3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応

- (1) 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びへの対応
- (2) いわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」への対応

#### 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備